

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯山市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikakuzaisei/jyohokanri/mynumber/

執行機関名 飯山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	飯山市福祉医療費特別給付金条例(平成15年条例第3号)による福祉医療費特別給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第三項 飯山市福祉医療費特別給付金条例(平成15年条例第3号)による福祉医療費特別給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	飯山市福祉医療費特別給付金条例(平成15年条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉をを図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、乳幼児等、障害者、 <u>母子家庭の母又は父子家庭の父、母子家庭の子又は父子家庭の子並びに父母のない児童が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費特別給付金(以下「特別給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		飯山市福祉医療費特別給付金条例(平成15年条例第3号) 飯山市福祉医療費特別給付金支給規則(昭和48年規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	飯山市福祉医療費特別給付金条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費特別給付金に係る受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	飯山市福祉医療費特別給付金条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	飯山市福祉医療費特別給付金条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費特別給付金に係る受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	飯山市福祉医療費特別給付金条例第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--